

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険（個別）手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00021</p> <p>沿革 平成13年7月12日 一部改正</p> <p>平成13年9月21日 一部改正</p> <p>平成14年4月17日 一部改正</p> <p>平成14年9月17日 一部改正</p> <p>平成15年3月12日 一部改正</p> <p>平成15年6月19日 一部改正</p> <p>平成15年9月12日 一部改正</p> <p>平成16年2月5日 一部改正</p> <p>平成16年4月1日 一部改正</p> <p>平成16年4月16日 一部改正</p> <p>平成16年9月28日 一部改正</p> <p>平成16年10月18日 一部改正</p> <p>平成17年3月29日 一部改正</p> <p>平成17年9月16日 一部改正</p> <p>平成18年9月21日 一部改正</p> <p>平成18年11月29日 一部改正</p> <p>平成18年12月27日 一部改正</p> <p>平成19年3月14日 一部改正</p> <p>平成19年9月21日 一部改正</p> <p>平成21年3月4日 一部改正</p> <p><u>平成21年9月29日 一部改正</u></p> <p>貿易一般保険約款に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。ただし、</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険（個別）手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00021</p> <p>沿革 平成13年7月12日 一部改正</p> <p>平成13年9月21日 一部改正</p> <p>平成14年4月17日 一部改正</p> <p>平成14年9月17日 一部改正</p> <p>平成15年3月12日 一部改正</p> <p>平成15年6月19日 一部改正</p> <p>平成15年9月12日 一部改正</p> <p>平成16年2月5日 一部改正</p> <p>平成16年4月1日 一部改正</p> <p>平成16年4月16日 一部改正</p> <p>平成16年9月28日 一部改正</p> <p>平成16年10月18日 一部改正</p> <p>平成17年3月29日 一部改正</p> <p>平成17年9月16日 一部改正</p> <p>平成18年9月21日 一部改正</p> <p>平成18年11月29日 一部改正</p> <p>平成18年12月27日 一部改正</p> <p>平成19年3月14日 一部改正</p> <p>平成19年9月21日 一部改正</p> <p>平成21年3月4日 一部改正</p> <p>貿易一般保険約款に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。ただし、</p>	

<p>貿易一般保険包括保険の各特約書の対象となる輸出契約等に係る事項については、別に定める各手続細則によるものとする。</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>（入金のお知らせ）</p> <p>第14条 被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第19条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に、別紙様式第10-1による貿易一般保険（船積前）入金通知書、別紙様式第10-2による貿易一般保険（船積後）入金通知書又は任意の様式による貿易一般保険（増加費用）入金通知書を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p> <p>第15条～第29条 （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成21年10月1日から実施する。</u></p> <p>別表1 （略） 別表2 （略）</p>	<p>貿易一般保険包括保険の各特約書の対象となる輸出契約等に係る事項については、別に定める各手続細則によるものとする。</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>（入金のお知らせ）</p> <p>第14条 被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第19条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に、別紙様式第10-1による貿易一般保険（船積前）入金通知書、別紙様式第10-2による貿易一般保険（船積後）入金通知書又は任意の様式による貿易一般保険（増加費用）入金通知書を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p> <p><u>2 国際約束に基づき商業上の債務の繰延が行われている債権に該当する場合にあっては、危険発生通知書又は損失発生通知書提出以前の入金についても当該通知提出時に前項の規定に準じて入金通知書を本店等に提出するものとする。</u></p> <p>第15条～第29条 （略）</p> <p>別表1 （略） 別表2 （略）</p>	
---	---	--

別紙様式第5-1

貿易一般保険質権等設定承諾申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

質権・譲渡担保設定者(被保険者) 住所 氏名	代表質権者・譲渡担保権者 住所 氏名
印	印

貿易一般保険(個別)手続細則第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

保険証券番号	
保険契約締結日	年 月 日
質権・譲渡担保権の別	質権・譲渡担保権
質権等の目的	保険の目的・保険金請求権
質権等設定の内容	別添資料のとおり。
質権者・譲渡担保権者による保険金全額の請求	請求する・請求しない
備考	(連絡先)

注:代表質権者・譲渡担保権者以外の質権者・譲渡担保権者は添付資料中に記載して下さい。
 は、申請書提出時に「請求する,か」「しない,か」が決定していない場合は、右の項目を取消線で消して下さい。

承諾証

年 月 日

上記の貿易一般保険質権等設定承諾申請は、

	申請のとおり承諾します。
	次の条件を付して承諾します。
	承諾しません。

条件

独立行政法人日本貿易保険

別紙様式第5-1

貿易一般保険質権等設定承諾申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

質権・譲渡担保設定者(被保険者) 住所 氏名	代表質権者・譲渡担保権者 住所 氏名
印	印

貿易一般保険(個別)手続細則第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

保険証券番号	
保険契約締結日	年 月 日
質権・譲渡担保権の別	質権・譲渡担保権
質権等の目的	保険の目的・保険金請求権
質権等設定の内容	別添資料のとおり。
備考	(連絡先)

注:代表質権者・譲渡担保権者以外の質権者・譲渡担保権者は添付資料中に記載して下さい。

承諾証

年 月 日

上記の貿易一般保険質権等設定承諾申請は、

	申請のとおり承諾します。
	次の条件を付して承諾します。
	承諾しません。

条件

独立行政法人日本貿易保険

別紙様式第12
貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

申請者
住所
氏名 印

貿易一般保険(個別)手続細則第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 保険金請求期間内に請求できない理由
2. 必要となる猶予期間(見込)
3. エビデンスの確保状況
(別添として、エビデンス等を添付して下さい。)
4. 損失防止軽減義務の履行状況

保険証券番号			
保険契約締結日	年 月 日		
被保険者 (申請者と異なる場合に記入)	住所: 氏名:		
契約の相手方	(ハイヤ-コード:)	仕向国 (国コード:)	
支払人	(ハイヤ-コード:)	支払国 (国コード:)	
保証人	(ハイヤ-コード:)	保証国 (国コード:)	
決済期限 (船積前の場合は事故確定日)			
保険事故該当金額			
損失発生(危険発生)通知日	年 月 日		
備考	(連絡先)		

別紙様式第12
貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

申請者
住所
氏名 印

貿易一般保険(個別)手続細則第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 保険金請求期間内に請求できない理由
2. 必要となる猶予期間(見込)
3. エビデンスの確保状況
(別添として、エビデンス等を添付して下さい。)
4. 損失防止軽減義務の履行状況

保険証券番号			
保険契約締結日	年 月 日		
被保険者 (申請者と異なる場合に記入)	住所: 氏名:		
契約の相手方	(ハイヤ-コード:)	仕向国 (国コード:)	
支払人	(ハイヤ-コード:)	支払国 (国コード:)	
保証人	(ハイヤ-コード:)	保証国 (国コード:)	
決済期限 (船積前の場合は事故確定日)			
保険事故該当金額			
損失発生(危険発生)通知日	年 月 日		
備考	(連絡先)		

承認証

年 月 日

上記の貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請は、	申請のとおり承認します。
	次の条件を付して承認します。
	承認しません。

条件

独立行政法人日本貿易保険